

(別紙)

7 特定建設資材に係る分別解体等

(1) 分別解体等の方法

(建築物に係る解体工事)

工程	分別解体等の方法	
建築設備・内装等	手作業	手作業・機械作業の併用
屋根ふき材	手作業	手作業・機械作業の併用
外装材・上部構造部分	手作業	手作業・機械作業の併用
基礎・基礎ぐい	手作業	手作業・機械作業の併用
その他( )	手作業	手作業・機械作業の併用

(建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替))

工程	分別解体等の方法	
造成等	手作業	手作業・機械作業の併用
基礎・基礎ぐい	手作業	手作業・機械作業の併用
上部構造部分・外装	手作業	手作業・機械作業の併用
屋根	手作業	手作業・機械作業の併用
建設設備・内装等	手作業	手作業・機械作業の併用
その他( )	手作業	手作業・機械作業の併用

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等))

工程	分別解体等の方法	
仮設	手作業	手作業・機械作業の併用
土工	手作業	手作業・機械作業の併用
基礎	手作業	手作業・機械作業の併用
本体構造	手作業	手作業・機械作業の併用
本体付属品	手作業	手作業・機械作業の併用
その他( )	手作業	手作業・機械作業の併用

工程は、必要に応じて適宜修正するものとする。

(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物	再資源化をするための施設の名称	施設の所在地
コンクリート塊		
アスファルト・コンクリート塊		
建設発生木材		